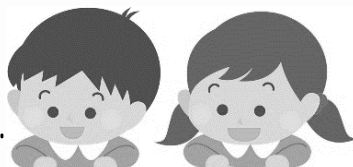


- **地域型保育事業**をご利用されている保護者の方へ
(小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業)
- **卒園年齢が満3歳または満4歳の保育所**を利用されている保護者の方へ
(乳児専門保育所・準乳児専門保育所)

令和9年4月保育所等利用申込み



連携施設（卒園した後の保育所等利用）のご案内

満3歳または満4歳で地域型保育事業や保育所を卒園した後も、引き続きお子さんの保育を希望する場合、保育所や認定こども園などの利用申込みを再度行う必要があります。

申込みにあたっては、一般の利用申込みに加えて、現在、利用している地域型保育事業や保育所が連携施設（卒園した後の保育利用）を設定している場合は、優先枠への利用申込みができます。

★優先枠への利用申込みのスケジュール

優先枠の申込み先施設	受付期間
保育所 認定こども園（2号）	<u>令和8年8月3日（月）から8月31日（月）まで</u> ※ お子さんに心身の発達の遅れ（集団保育が可能な程度）がみられる等、特別な支援が必要な場合は、令和8年8月17日（月）までにお申込みください。また、事前に連携施設を見学し、お早めにご相談ください。 注意 <u>オンライン申請は非対応です。</u> お住まいの区の区役所または支所の窓口にてお申し込みください。
幼稚園 認定こども園（1号）	<u>各幼稚園・認定こども園によって異なります。</u> ※ 希望施設に直接お問合せください。

注：優先枠への利用申込みの結果、利用が決定した場合は、原則として10月中旬頃から受付開始予定の一般の利用申込みはできません。

★優先枠への利用申込みに関する注意事項

- 優先枠は、一般の利用申込みと別に、優先的に利用調整を受けることができる機会です。連携施設への利用決定を保障するものではありません。
- 現在利用している地域型保育事業や保育所が、卒園後の受け皿に関する連携施設の協定を締結している施設の優先枠にのみ、申し込むことができます。
- 優先枠の定員を超える申込みがあり、希望するすべてのお子さんが利用できない場合は、利用調整が行われます。保育所や認定こども園（２号）の場合は、区役所が保育の必要な事由に応じた優先順位の高いお子さんから利用者を決定します。

また、幼稚園や認定こども園（１号）の場合は、各施設で利用者を決定します。

★連携施設の設定状況について

連携施設の設定状況については、現在ご利用中の施設・事業所へ直接お尋ねください。また、名古屋市教育・保育情報サイト「ここなご」にも掲載しています。ご利用中の施設を検索すると、設定されている場合は卒園後の受け皿について表示されます。

★名古屋市 教育・保育情報サイト「ここなご」
<https://kodomokosodate.city.nagoya.jp/institution/>



連携施設とは

子ども・子育て支援新制度では、小規模保育事業等の「地域型保育事業」は保育所、認定こども園、幼稚園と協定を締結して「連携施設」を設定することとされています。

連携施設は、地域型保育事業に対して①保育内容の支援、②代替保育の支援、**③卒園後の受け皿に関する支援（優先枠の設定）**、を行います。

なお、連携施設の設定には令和 11 年度末までの経過措置が設けられており、本市の地域型保育事業では、順次連携施設の設定を行っています。

また本市では、地域型保育事業だけでなく乳児専門保育所や準乳児専門保育所にも連携施設の設定を推奨しています。

★その他

- 優先枠への利用申込みをせず、１０月頃から受付開始予定の「一般の利用申込み」をすることもできます。
- 地域型保育事業や乳児専門保育所、準乳児専門保育所を卒園後も引続き保育の利用が必要な方が、保育所や認定こども園（２号）への利用申込みで利用調整の対象となる場合は、一定の優先（調整指数による加点等）を行っています。

【もくじ】

< 保育所・認定こども園（２号）を検討している方 >

今後も長時間の保育が必要となるため、保育所や認定こども園（２号）の利用を検討している場合

⇒ **P4** へ

- | | | |
|---|-------------------------------------|-------------|
| 1 | 利用申込みの時期 | ・・・ P 4 |
| 2 | 利用申込みに必要な書類 | ・・・ P 5-6 |
| | （記載例） 就労証明書 | ・・・ P 7 |
| | （記載例） 教育・保育給付認定申請書（2・3号認定用）兼保育利用申込書 | ・・・ P 8-9 |
| 3 | 利用調整について | ・・・ P 10 |
| | 利用調整基準表 | ・・・ P 11-13 |
| 4 | 利用申込みの注意点 | ・・・ P 14 |
| 5 | 利用等に関する Q & A | ・・・ P 14 |
| 6 | お問合せ先 | ・・・ P 15 |

< 幼稚園・認定こども園（１号）を検討している方 >

必要に応じて預かり保育を利用しながら、幼稚園や認定こども園（１号）の利用を検討している場合

⇒ **P16** へ

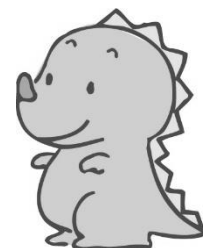
- | | | |
|---|---------------|----------|
| 7 | 利用申込みの時期 | ・・・ P 16 |
| 8 | 利用等に関する Q & A | ・・・ P 16 |

1 連携先が保育所・認定こども園（２号）の利用申込みの時期

利用申込みについては、お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課で受付けます。

優先枠への
利用申込み

小規模保育事業を利用している
けど、優先枠は使えるのかな？



連携施設（優先枠）を設定している地域型保育事業や保育所を令和８年８月末時点で利用している方で、令和９年３月末に卒園を迎えるお子さんが対象です。

令和９年４月優先枠への利用申込み締切日 令和８年８月３１日（月）

※お子さんに心身の発達の遅れ（集団保育が可能な程度）がみられる等、特別な支援が必要な場合の申込み締切日は、**令和８年８月１７日（月）**です。また、申込み前に連携施設を見学し、お早めに、お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課へご相談ください。

利用調整の
実施

優先枠の定員を超える申込みがあった場合、利用調整を行います。

優先枠の利用調整の結果については、令和８年１０月上旬頃、区役所から通知を送付する予定です。

利用決定の
場合

利用保留の
場合

来年度４月から決定した保育所等を利用できます。

優先枠の利用調整の結果、利用保留となった場合、10月中旬頃から受付開始予定の、一般の利用申込みをすることができます。

令和９年４月一般の利用申込み締切り 令和８年１２月上旬

※優先枠の利用申込みをした場合は、再度利用申込書を提出する必要はありませんが、希望施設を変更する場合等は手続きが必要です。各区役所または支所からの案内に従って手続きをしてください。

※一般の利用申込みについての詳細は、広報なごや９月号または１０月号をご確認ください。

2 連携先が保育所・認定こども園（２号）の利用申込みに必要な書類

- ① 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（※１）
- ② 保育所等利用申込みに係る申込児童等の状況確認票（※１）
- ③ 家庭でお子さんの保育ができない状況を確認できる書類
- ④ その他の提出書類

- ・利用申込みについては、お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課で受付けます。書類を提出する際に優先枠への利用申込みを希望する旨をお伝えください。
- ・申込書の希望施設・事業所欄には、保育所や認定こども園（２号）のみ記入できます。幼稚園や認定こども園（１号）を希望する場合は、各施設へ直接お申込みください。
- ・①と②は利用を希望するお子さんの人数分必要です。③、④はきょうだいで兼ねることができます

【家庭でお子さんの保育ができない状況を確認できる書類】（いずれの保護者も提出が必要です。）

保育の必要な事由	必 要 書 類
就 労	就労証明書（※１）、内職証明書（※１） のいずれかと 直近３か月の収入がわかる書類（自営業主及び親族の経営する事業等で雇用される場合）
産前産後	出産（予定）証明書、母子健康手帳【表紙と出産予定日のわかるページ】（写し）のいずれか
疾 病 等	身体障害者手帳（写し）、愛護手帳（写し）、精神障害者保健福祉手帳（写し）、所定の診断書（※１） のいずれか
親族介護	介護に関する申告（証明）書（※１）
災害復旧	罹災証明書
求職活動	求職活動申立書（※１）
就 学	就学証明書（※１）、在学証明書と時間割表（カリキュラム表）または タイムスケジュール申告書（※１） のいずれか
発達援助	発達質問票（※１）（※２）
育児休業	就労証明書（※１）（復職予定の方は復職（予定）日等も記入されたもの）

◎ 証明書類は、証明日から３か月以内のものをご提出ください。

◎ 離婚前提の別居等により保護者のいずれかの書類の提出が困難な場合は、離婚調停中であることが確認できる家庭裁判所の書類等が必要となります。

（※１）は所定の様式を利用してください。用紙はお住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課にあります。

また、本市教育・保育情報サイト「ここなご」からダウンロード可能です。

（※２）については、保育の必要な事由が表に掲げるいずれの場合でも、お子さんに心身の発達に遅れがみられる等、特別な支援が必要な場合には提出が必要です。

名古屋市教育・保育情報サイト「ここなご」



【その他の提出書類】

申込みが優先枠の定員を超える場合は、利用調整を行います。利用調整や利用者負担額（保育料）等の決定を行うにあたって、**「家庭でお子さんの保育ができない状況を確認できる書類」以外に、以下の書類等の提出が必要な場合があります。**

- 児童扶養手当受給者資格証またはひとり親医療証の写し
- ご家族の身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳、介護保険証及び特別児童扶養手当証書の写し
- 祖父母についての「家庭でお子さんの保育ができない状況を確認できる書類」（65歳未満の祖父母が同居している場合）

【マイナンバーの利用について】

教育・保育給付認定にかかる申請については、マイナンバーの記載対象となります。マイナンバーを記載される際は、本人確認として「①」または「②と身分証明書」のいずれかの提示が必要です。

- ① **マイナンバーカード**⇒その他の身分証明書の提出は不要です。
- ② **通知カード（※）、マイナンバーが記載された住民票の写し 等**

※記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー）の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合に限り。

⇒以下の表のいずれかの身分証明書を合わせてご提示ください。

②＋右記の いずれか1枚	運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛護手帳）、在留カード、特別永住者証明書 など
②＋右記の いずれか2枚	公的医療保険の被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 など

代理の方（申請者の配偶者（例：申請者が父で窓口手続きに来られる方が母）の場合も該当）が手続きする場合は、申請書の委任状欄の記載及び代理人の身元確認書類と申請者の番号確認書類が必要です。

必要な書類を申込みの際に用意できない場合は、区役所民生子ども課または支所区民福祉課の指示に従い、後日提出してください。

【記載例】 就労証明書 ※本証明書は、保護者本人ではなく、保護者の就労先事業者等にて作成してください。

第3号様式

就労証明書

名古屋市 中 区 長 宛

申込日の直近3ヶ月以内のものをご提出ください。

記載要領はこちら↓

<https://kodomokosodate.city.nagoya.jp/firstuse/need.html>

不明点等については本人の居住する区の区役所民生子ども課へお問い合わせください。



証明日 西暦 2026 年 7 月 1 日
事業所名 医療法人 ★★会
代表者名 千種 民子
所在地 名古屋市千種区星が丘山手103
電話番号 052 - 999 - 8888
担当者名 中区 証明
記載者連絡先 052 - 7777 - 66666

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☒ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																
2	フリガナ 本人氏名	ナゴヤ エビザベス 名古屋 エビザベス 生年月日 1987 年 12 月 8 日																
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2010 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日																
4	本人就労先事業所	名称 ▲▲病院 住所 名古屋市中区三の丸三丁目2-2																
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たり 〇 〇 〇 〇 平日 時 分 ~ 時 分 (復職後も)月に2回以上の夜勤(24時を含む)がある場合は、夜勤の時間帯を記載してください。																
7	就労実績 (変則就労の場合)	合計時間 〇 月間 〇 週間 72 時間 0 分 (うち休憩時間 1440 分) 就労日数 〇 月間 〇 週間 6 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 13 時 0 分 ~ 25 時 0 分 (うち休憩時間 120 分)																
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2025 年 8 月 1 日 ~ 2025 年 11 月 25 日																
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2025 年 11 月 26 日 ~ 2027 年 4 月 23 日																
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他 () 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2027 年 4 月 24 日																
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2027 年 4 月 24 日 ~ 2028 年 8 月 31 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 分)																
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無 名古屋市内の認可保育所等で保育士、幼稚園教諭、保育教諭として勤務する場合(予定含む)は「有」「有(予定)」を選択してください。																
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定 有期雇用の場合は記載してください。																
15	入所内定時育休短縮可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否 育児休業の終了予定日より前からの保育所等の利用が決定した場合、育児休業を短縮し利用開始月から復職することについて、選択してください。																
16	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																
18	備考欄	月2回以上の宿泊を伴う出張や夜勤あり。 (復職後も)月2回以上の宿泊を伴う出張や夜勤(24時を含む)がある場合は記載してください(No.6に夜勤の時間帯を記載しており、No.12が空欄の場合は不要です)。																
19	保護者記載欄	<table border="1"> <thead> <tr> <th>児童名</th> <th>生年月日</th> <th>施設名</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋 はち丸</td> <td>2023 年 5 月 11 日</td> <td>××保育園</td> <td>☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> </tbody> </table>	児童名	生年月日	施設名		名古屋 はち丸	2023 年 5 月 11 日	××保育園	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)				☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)				☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)
児童名	生年月日	施設名																
名古屋 はち丸	2023 年 5 月 11 日	××保育園	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)															
			☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)															
			☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)															

【記載例】 教育・保育給付認定申請書(2・3号認定用)兼保育利用申込書

第2号様式

教育・保育給付認定申請書(2・3号認定用)

(宛先) 名古屋市 中 区長

令和 8 年 8 月 3 日

収受印

今回申込みをされるお子さんのきょうだいが既に施設・事業所を利用している場合は、その際にご提出いただいた申込書「保護者」欄に記入した方(本市からの通知の宛名となっている方)を、申請者【教育・保育給付認定保護者(原則、世帯主)】欄に記入してください。

申込み以後、転居を予定している場合は、記入してください。なお、市外から転入予定で利用申込みをされる場合は、転入先の住所が確認できる書類(賃貸借契約書の写し等)を提出してください。また、この申請にかかる通

の届出に関する資料を確認されることに同意します。また、施設・事業所に必要に応じ情報提供することに同意します。

■申請者【教育・保育給付認定保護者(原則、世帯主)】※教育・保育給付認定保護者が、利用料の納入義務者となります。

氏名	(フリガナ) ナゴヤ エビザベス 名古屋 エビザベス	連絡先	電話番号 ① 090-XXXX-XXXX ② 080-XXXX-XXXX	子どもとの続柄 □父 □母 □() □父 □母 □(祖母)
現住所	〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋マンション201号	転居(予定)先住所	〒 464-8644 名古屋市中区区役所山通8番37号	転居予定日(令和 8 年 9 月 25 日)
過去2年以内の転入歴	〇〇県 ▲▲市・町・村から 令和 7 年 3 月 1 日 転入 送付物発送先	□ 現住所	□ 転居(予定)先住所	

■申請児童及び世帯の状況(申請に係る児童の保護者、家族及び同居人)

区分	氏名	健康状態等	備考(勤務先名称/通学(園)先名称等)
申請児童	(フリガナ) ナゴヤ ハチマル 名古屋 はち丸 生年月日 □平 □令 5年 5月 11日 4月1日時点 3歳 個人番号 9 6 3 8 5 2 7 4 1 0 9 6	利用開始希望年度の4月1日時点での年齢を記入ください。 □男 □女 アレルギー 食事制限等 健康状態等 □なし □あり(そば、卵) 特記事項: 卵は加熱していただ 希望施設・事業所への相談 □済 □未 障害 □なし □あり()	発達の遅れ等がある場合は、「あり」を選択し、発達質問票も提出してください。
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日
※記入ください。	(フリガナ) ナゴヤ エビザベス 名古屋 エビザベス	母	昭和 □平 □令 62年 12月 8日
	(フリガナ) ナゴヤ ダナモ 名古屋 ダナモ	父	昭和 □平 □令 2年 7月 26日
	(フリガナ) ナゴヤ クス/キ 名古屋 くすのき	妹	昭和 □平 □令 6年 9月 30日
	(フリガナ) ナゴヤ マルハチ 名古屋 るハ	祖父	昭和 □平 □令 34年 12月 4日
	(フリガナ) ナゴヤ ユリ 名古屋 百合	祖母	昭和 □平 □令 38年 10月 1日
	(フリガナ)		
	申込み区分が「転園」の方は、「現在利用中の施設・事業所名称」および「転園にかかる意向」を必ず記入してください。		見学を予定している場合は、()内に見学予定日を記入してください。

■保育施設・事業所の利用申込み内容

申込み区分 □ 新規 □ 卒園(3月末で卒園となる方) □ 転園(現在利用中(市外含む)の施設・事業所名称:)

★転園申込みの場合(他市町村から転入予定で申込み場合も含む)は、転園にかかる意向を選択してください。

□ 希望施設に利用決定したら現施設・事業所を退所します □ 利用調整結果に関わらず現施設・事業所を退所します

希望施設・事業所	希望順位	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望
		千種 区	千種 区	千種 区	千種 区	中 区	中 区
		××保育園	△△こども園	☆☆保育園	認定こども園〇〇	★★保育園	△〇保育園
		見学 □済 □未()	見学 □済 □未()	見学 □済 □未()	見学 □済 □未()	見学 □済 □未()	見学 □済 □未()
		利用(転園)を希望する理由 就労のため	育児休業からの復職予定の場合は、●復職の意思 ●復職時期 を必ず記入してください。				
調整希望	希望施設・事業所のいずれも利用できない場合、すべての利用申込み者が希望する第6希望までの利用調整後、希望する施設・事業所を2次申込みし、必ずしも希望に沿った施設・事業所とは限りません						
	上記、希望施設・事業所以外の調整について □ 希望する □ 希望施設・事業所以外に、希望しない						
希望利用時間	平日	8時 00分 から 18時 00分 まで	土曜日	時 分 から 時 分 まで	日・祝日	時 分 から 時 分 まで	送迎方法
							送り □父 □母 □その他(祖母) 迎え □父 □母 □その他(祖母) 手段 □徒歩 □自転車 □車 □その他()
利用希望期間	開始日	令和 9 年 4 月 1 日	終了日	令和 年 月 日まで	※開始日は原則、各月1日付けとなりますが、希望する施設・事業所の受入年齢により月途中からの利用となる場合があります。		
育児休業からの復職の意思	★育児休業からの復職予定で申込み場合は、いずれか選択してください。 □ 直ちに復職を希望する □ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる						復職時期 R9年 4月 24日
希望する保育必要量	□ 保育標準時間(最大11時間まで) □ 保育短時間(最大8時間まで) ※なお、申請書の希望、保育の必要な事由、状況等から区役所が決定します						

■父母等の「保育の必要な事由」 ※事由により必要書類が異なります。「保育所・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業等の利用のご案内」をご確認ください。

区分	父・母()の状況 ※保護者が父母以外の場合は、()に申請児童との関係を記入してください。	母・父()の状況 ※保護者が父母以外の場合は、()に申請児童との関係を記入してください。
保育の必要な事由	☒ 就労 ☐ 産前産後 ☐ 疾病等 ☐ 親族介護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 発達援助 ☐ 育児休業(利用開始月に復職しない場合)	☒ 就労 ☐ 産前産後 ☐ 疾病等 ☐ 親族介護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 発達援助 ☐ 育児休業(利用開始月に復職しない場合)
就労または就学	1日 9 時間・週 5 日勤務(週 45 時間以上勤務)・1か月 20 日勤務 平日: 6 時 00 分 ~ 18 時 00 分まで (うち、休憩 60 分) 土/日: 時 分 ~ 時 分まで (うち、休憩 分) 休日: 毎週 曜日(月 日)・祝日・不定休(月 4 日程度) 就労内容: 営業 就労(就学)先住所: ○○県▲▲市□丁目○番●号 通勤(通学)方法: ☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ 車 ☒ 公共交通機関 通勤(通学)時間: 行き 20 分 / 帰り 20 分 産休・育休の取得: ☐ 取得中 ☐ 取得予定 ☒ なし 取得期間: 年 月 日 ~ 年 月 日 育児短縮勤務: ☐ 取得中 ☐ 取得予定 ☒ なし 取得中の勤務時間: 時 分 ~ 時 分	1日 12 時間・週 5 日勤務(週 60 時間以上勤務)・1か月 24 日勤務 平日: 13 時 00 分 ~ 25 時 00 分まで (うち、休憩 120 分) 土/日: 13 時 00 分 ~ 25 時 00 分まで (うち、休憩 120 分) 休日: 毎週 曜日(月 日)・祝日・不定休(月 4 日程度) 就労内容: 看護 就労(就学)先住所: 名古屋市中区三の丸三丁目2-2 通勤(通学)方法: ☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☒ 車 ☐ 公共交通機関 通勤(通学)時間: 行き 30 分 / 帰り 30 分 産休・育休の取得: ☒ 取得中 ☐ 取得予定 ☐ なし 取得期間: R7 年 8 月 1 日 ~ R9 年 4 月 23 日 育児短縮勤務: ☐ 取得中 ☒ 取得予定 ☐ なし 取得中の勤務時間: 9 時 00 分 ~ 17 時 00 分
	傷病名: 手帳の種類: 手帳 等級: 級・度	傷病名: 手帳の種類: 手帳 等級: 級・度
	被介護(看護)者氏名: (申請児童との続柄:)	被介護(看護)者氏名: (申請児童との続柄:)
	被介護(看護)者住所: (別居の場合のみ記入) ☐ 同居	被介護(看護)者住所: (別居の場合のみ記入) ☐ 同居
	傷病名: 手帳の種類: 手帳 等級: 級・度	傷病名: 手帳の種類: 手帳 等級: 級・度
	不在の場合 ☒ 単身赴任 ☐ 未婚 ☐ 離別 ☐ 離婚前提別居 ☐ 死別 ☐ その他() R7 年 3 月より別居中 居所: ○○県▲▲市□丁目○番●号 201号	☐ 単身赴任 ☐ 未婚 ☐ 離別 ☐ 離婚前提別居 ☐ 死別 ☐ その他() 年 月より別居中 居所:
	出産予定 ☐ あり(年 月 日 予定) ☒ なし	出産予定 ☐ あり(年 月 日 予定) ☒ なし
生活保護 ☒ 適用なし ☐ 適用あり ひとり親関係手当 ☒ なし ☐ 受給(児童)	年 月 日 開始) ☐ 申請中 遺児手当受給 ☐ ひとり親医療証) ☐ 申請中	

■祖父母の状況

区分	父方	母方
祖父	氏名: 名古屋 丸八 (生年月日: S34 年 12 月 4 日 67 歳) ☐ 別居 ☒ 同居 ※申請児童と別居の場合のみ住所を記入ください。 住所: 祖父母の住所については、申請児童と別居(別世帯)の場合は、記入ください。 状況: ☐ 就労 ☒ 無就労 ☐ 入院 ☒ 通院 ☐ その他()	氏名: 死別 (生年月日: 年 月 日 歳) ☐ 別居 ☐ 同居 ※申請児童と別居の場合のみ住所を記入ください。 住所: 状況: ☐ 就労 ☒ 無就労 ☐ 入院 ☐ 通院 ☐ その他()
	氏名: 名古屋 百合 (生年月日: S38 年 10 月 1 日 63 歳) ☐ 別居 ☒ 同居 ※申請児童と別居の場合のみ住所を記入ください。 住所: 状況: ☒ 就労 ☐ 無就労 ☐ 入院 ☐ 通院 ☐ その他()	氏名: 愛知 三河 (生年月日: S30 年 4 月 10 日 71 歳) ☒ 別居 ☐ 同居 ※申請児童と別居の場合のみ住所を記入ください。 住所: 愛知県○○市▲▲町1-3-1 状況: ☐ 就労 ☒ 無就労 ☒ 入院 ☐ 通院 ☐ その他()

■きょうだいが同時に利用申込みを行う場合

「保育所・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業等の利用のご案内」の17ページを確認の上、記入してください。

① きょうだいのいずれかが第1希望の施設を利用できない場合、きょうだい全員が揃って利用できる第2希望以下の希望施設の利用を希望しますか。	☐ 希望する→希望施設の記載方法について「利用のご案内」をご確認ください。 ☐ 希望しない(それぞれ希望順位が高い施設の利用を希望する)
② (①を「希望する」場合)きょうだい全員が揃って利用できる希望施設がない場合、それぞれの希望順位が高い施設の利用を希望しますか。	☐ 希望する ☐ 希望しない(きょうだい全員が揃って利用できる希望施設がある場合にのみ利用を希望する)
③ きょうだいのいずれかが希望施設を利用できない場合、利用できるきょうだいだけでも利用を希望しますか。	☐ 希望する ☐ 希望しない(きょうだい全員が希望施設のいずれかを利用できる場合にのみ利用を希望する)
④ (転園申込みの場合)きょうだい全員が揃って利用できる希望施設がない場合、現在利用している施設の継続利用を希望しますか。	☐ 希望する→希望施設に現在利用している施設も記入してください。 ☐ 希望しない(きょうだい全員が揃って利用できる施設がなくても転園を希望する)

■教育・保育給付認定申請の委任

委任状欄	私は、 名古屋 百合 を代理人と定め、個人番号を記載した本認定の申請に関する権限を委任します。 教育・保育給付認定保護者氏名: 名古屋 エビサベス ※教育・保育給付認定保護者以外の方が提出する場合にご記入ください。
------	--

■名古屋市記載欄

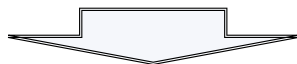
要件対象者	保育の必要な事由	優先利用	認定区分
☐ 父 ☐ 母 ☐ その他()	☐ 就労 ☐ 産前産後 ☐ 疾病等 ☐ 親族介護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 発達援助 ☐ 育児休業	☐ ひとり親 ☐ 生活保護 ☐ 失業 ☐ 障害 ☐ 育休あけ ☐ きょうだい利用 ☐ 卒園児 ☐ その他()	☐ 標準時間 ☐ 短時間
認定期間	自 年 月 日	至 ☐ 満3歳の平日 ☐ 小学校就学前	年 月 日
番号確認	☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 住民基本台帳確認 ☐ 番号記載住民票 ☐ その他() ☐ 記載拒否	身元確認 ☐ 個 運 パ 在 障 他()	備考

3 連携先が保育所・認定こども園（２号）の利用調整について

① 利用調整の概要

優先枠の定員を超える申込みがあった場合には、「利用調整基準表」（11～13ページ）に沿って利用調整を行い、以下のように利用者を決定します。

保育の必要な事由等から、9 ランク（A～I ランク）のいずれかのランクを適用します。



個別の事情をランク調整や調整指数により反映します。

- ・ひとり親家庭
- ・産休や育休からの職場復帰
- ・きょうだいが既に利用している など



ランクが高いお子さんから利用者を決定し、ランクが並んだ場合は調整指数が高いお子さんから順番に利用者を決定します。

② 利用調整に関する注意事項

- 利用調整は、希望施設を対象とします。申込書の希望施設・事業所欄には、利用している施設（事業所）が連携施設の協定を締結している施設を記入してください。利用している施設（事業所）が複数の施設と連携の協定を締結している場合は、複数の施設を申込書の希望施設・事業所欄に記入できます。

※希望施設を事前に見学し、保育時間や保育内容等をご確認ください。

- 希望施設以外の調整を、「希望する」場合調整の範囲は、現在利用している施設（事業所）が連携施設の協定を締結している施設に限ります。
- 申込書の希望施設・事業所欄には保育所や認定こども園（２号）のみ記入できます。幼稚園や認定こども園（１号）は記入できません。
- お子さんに心身の発達の遅れがみられる等、特別な支援が必要な場合は、保育の必要な事由「その他」として利用調整を行うことがあります。
- 施設の受入体制等の理由によって安全な集団保育を受けることが困難であることにより、利用保留となることがあります。
- 申込締切日までにご提出いただいた資料に基づき利用調整をします。
申込みに必要な書類（保育利用申込書、家庭でお子さんの保育ができない状況を確認できる書類）は申込締切日までにご提出ください（必着）。

※なお、ご提出が遅れた場合には本来のランクや調整指数で利用調整できないこともありますのであらかじめご了承ください。

利用調整基準表

- * ランクは A、B、C、D、E、F、G、H、I の順に利用調整の優先順位が高いものとします。
- * 利用調整に当たっては、基準表に基づき保育の必要な事由により A～H の順に区分し、その他の世帯状況を調整指数として加減点することで、総合的に保育の必要な程度を判定し、利用決定の優先順位を判断します。
- * 育児休業からの復職に伴う申込みで、教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書「育児休業からの復職意思の確認」欄において、「希望する保育所等に入所できない場合は育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、ランクを下げる取扱い（I ランク）とし、原則同一世帯からの同一年度内の申込みすべてに適用します。I ランクの場合も希望する施設の定員に空きがある等の場合には利用決定します。
- * 保護者それぞれのランクが異なる場合は、優先順位の低いランクを適用します。
- * 就労時間が日によって異なる場合は、平均的な勤務時間で判断します。
- * 部分休業・時短勤務の方のランクは休業がない場合の勤務時間で判断します。
- * 勤務（就労）時間は、残業時間を含まず休憩時間（上限 1 日 1 時間）を含んだ規定の時間を指します。
- * 複数の保育の必要な事由に該当する場合、主たる要件のランクを基に利用調整します。

保育の必要な事由	保護者が保育できない理由・状況		ランク	その他の世帯状況
就 労 (※1)	1 日 4 時間以上かつ週 4 日以上の勤務に該当する場合	1 週 4 0 時間以上勤務	A	【ランクアップ項目】 ①については 3 ランクアップします。 ②～⑤については各項目 1 ランクずつアップします。 ②について、既に施設を利用している子どもが障害児認定を受けている場合は 2 ランクアップします。 ①～⑤の複数の該当する場合は 3 ランクアップを上限とします。A ランクに達した場合や I ランク及び※4 の場合は、1 ランクアップを 2 点とし、調整指数に読み替えます。 ①ひとり親世帯等 ②既にきょうだいが利用している施設への申込 ③乳児専門保育所・準乳児専門保育所・小規模保育事業所・家庭的保育事業所等の卒園児 ④生計主宰者の失業 ⑤認定子ども園を利用している子どもが 1 号から 2 号に認定区分が変更になり、引き続き当該施設の利用を希望する場合 ①～⑤は優先順位ではありません。
		1 週 3 0 時間以上勤務	B	
		1 週 2 4 時間以上勤務	C	
		1 週 1 6 時間以上勤務	D	
	1 日 4 時間以上かつ週 4 日以上の勤務には該当しないが、月 64 時間以上働いている		F	
	就労予定		(※2)	
産 前 産 後	出産又は出産予定日の前後各 8 週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する		H	
病 気 ・ け が	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合		A	
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合		B	
	通院加療を行い、月 1 6 日以上かつ週 1 6 時間以上の安静が必要で保育が困難な場合		D	
	通院加療を行い、月 1 6 日かつ週 1 6 時間に満たない安静が必要で保育が困難な場合		H	
障 害	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、愛護手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合		A	
	身体障害者手帳 3 級または精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けていて、保育が困難な場合		B	
	身体障害者手帳 4 級の交付を受けていて、保育が困難な場合		D	
親 族 の 介 護	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 2 0 日以上かつ週 4 0 時間以上保育が困難な場合		A	
	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 1 6 日以上かつ週 2 4 時間以上保育が困難な場合		C	
	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 1 6 日以上かつ週 1 6 時間以上保育が困難な場合		E	
災 害 復 旧 へ の 従 事 等	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧にあたっている、または感染症拡大時等において社会機能の維持のために事業継続が必要と国等が指定する事業等に従事している（但し、本市が定める期間に申込をした者に限る。）		A	
就 学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月 1 6 日以上かつ週 3 0 時間以上就学している		C	
	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月 1 6 日以上かつ週 2 4 時間以上就学している		D	
	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月 1 6 日以上かつ週 1 6 時間以上就学している		E	
求 職 中	求職中		H	
育児休業中の利用 (3 歳以上に限る)	当該年度復帰予定の復帰時点前月まで		(※3)	
	翌年度以降の復帰		H	
そ の 他	児童福祉の観点や子どもの発達支援のために、社会福祉事務所長が特に必要と判断した場合		(※4)	

- (※1) 内職または自営業専従者及び家族従業者の場合は就労実態に基づくランクから 1 ランクダウンします。
- (※2) 就労予定の場合は就労時点就労実態に基づくランクから 1 ランクダウンします。
- (※3) 復帰当月時点就労実態に基づくランクから 2 ランクダウンします。
- (※4) 当該子ども・世帯の状況に応じてランク、利用先を社会福祉事務所長が別途判断します。

調整指数

＜調整指数について＞

世帯や子どもの状況により加点・減点を行い、同一ランクの中で点数の高い順に優先順位が高いものとします。

保育の代替手段	指数	備考
乳児専門保育所、準乳児専門保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所等の卒園児	5	
育児休業からの復職	3	
申込時点で保育の必要な事由があり、申込児を認可外保育施設等に有償で預けている	3	世帯の最終適用ランクが「就労予定」「求職中」以外による場合であり、契約書等証明資料等がある場合に限る。ただし、育児休業からの復職により加点されている場合は除く。
申込児を65歳未満の親族に預けている	-1	世帯の最終適用ランクが「就労予定」「求職中」以外による場合に限る。
同一区内(支所管内にお住まいの方は同一支所管内)に保育可能な65歳未満の祖父母あり	-1	
保育可能な65歳未満の祖父母と同居している	-2	
利用施設の変更申込の場合 (乳児専門保育所、準乳児専門保育所、移管・統廃合予定の保育所(※1)、小規模保育事業所、家庭的保育事業所等からの変更申込及び既にきょうだいが施設を利用している場合の同一の施設への変更申込を除く)	-1	

(※1) 移管・統廃合予定の保育所からの変更申込とは、移管又は統廃合の期日が公表されている保育所からの変更申込でかつ、当該子どもの利用決定期間が当該期日を超える場合に限る。

世帯の状況	指数	備考
保護者が身体障害者手帳所持1・2級、愛護手帳所持、精神障害者保健福祉手帳所持1・2級の一つに該当する場合	5	父母個別の適用ランクが「障害」以外による場合であり、障害者手帳等証明資料がある場合に限る。
保護者が身体障害者手帳所持3級以下又は精神障害者保健福祉手帳所持3級で保育に著しく負担がかかる場合	3	
保護者が身体障害者手帳所持1・2級、愛護手帳所持、精神障害者保健福祉手帳所持1・2級の一つに該当する場合	3	父母個別の適用ランクが「障害」による場合であり、障害者手帳等証明資料がある場合に限る。
保護者が身体障害者手帳所持3級以下又は精神障害者保健福祉手帳所持3級で保育に著しく負担がかかる場合	2	
同居の家族内に身体障害者手帳3級以上、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて、保護者が日常的に介護している場合(当該子ども又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く)又は、同居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合(在宅介護に限る)	2	父母どちらかとの適用ランクが「親族の介護」以外による場合であり、障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限る。
別居の家族内に身体障害者手帳3級以上、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて、保護者が日常的に介護している場合(当該子ども又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く)又は、別居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合(在宅介護に限る)	1	
保護者が継続的な入院、通院を必要としているきょうだい児の介護を行っている(施設入所、通所・通学の付添については含まない)	3	父母個別の適用ランクが「親族の介護」による場合に限る。
保護者が通信制大学、通信教育学生である	-1	父母個別の適用ランクが「就学」による場合であり、そのランクが世帯の最終適用ランクとなっている場合に限る。
生活保護世帯	1	
利用開始希望年度において、18歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降に該当する場合	1	

就労の状況	指数	備考
単身赴任	2	
毎月2回以上の夜勤を伴う勤務がある	1	
継続して3カ月以上就労をしている場合	1	父母個別の適用ランクが「就労予定」・「求職中」による場合であり、そのランクが世帯の最終適用ランクとなっている場合に限る。
勤務実績が1カ月未満である	-1	父母個別の適用ランクが「就労予定」・「求職中」以外による場合であり、そのランクが世帯の最終適用ランクとなっている場合に限る。
名古屋市内の認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等に勤務する保育士等（※2）	2	

（※2）勤務場所として名古屋市私立幼稚園における預かり保育拡充事業、名古屋市私立幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）及び病児・病後児デイケア事業実施施設を含み職種として、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、准看護師、保健師を含む。

ひとり親世帯等	指数	備考
ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合	3	
ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合	1	

きょうだいの状況	指数	備考
既にきょうだい施設を利用している場合で、同一の施設に利用申込する場合	5	
（きょうだいどちらかの利用施設に変更申込する場合を含む。同一施設の利用調整にのみ適用）	（※3）	
きょうだい同一の施設に利用申込する場合	4	
申込児が多胎児（双子、三つ子等）である場合	2	
申込児以外に利用申込しない未就学児がいる	-1	

（※3）既に施設を利用している子どもが障害児認定を受けている世帯で、ランクアップ前のランクがAまたはBの場合や、Cランク以下で②のランクアップ項目以外によりランクアップしている場合の指数は8点とし、その他のランクの場合は指数を0点とする。

施設・事業所の希望順位	指数	備考
第1希望の施設・事業所	2	
第2希望の施設・事業所	1	

<同一ランク・同一指数で並んだ場合の優先順位表>

同一ランク・同一調整指数で並んだときは、以下の順に優先します。

1	きょうだい同一施設への利用が見込める場合
2	当該施設の希望順位が高い場合
3	保育の必要な事由間の優先順位（①～⑨の順） ①災害復旧への従事等 ②病気・けが、障害 ③就労 ④親族の介護 ⑤就労（内職・自営協力者） ⑥就労予定 ⑦就学、育児休業中の利用 ⑧産前産後 ⑨求職中
4	世帯の所得が低い場合（※）

（※）所得とは、合計所得金額をいう。また、未申告や所得が確認できない場合は、最下位として扱う。

優先順位が1～4で決まらない場合は、世帯状況等により優先順位を決めます。

4 連携先が保育所・認定こども園（２号）の利用申込みの注意点

- 利用申込みの内容に変更がある場合は、手続きが必要です。お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課にご相談ください。
- 優先枠への利用申込みの結果、利用が決定した場合は、原則として１０月中旬頃から受付開始予定の一般の利用申込みはできませんが、状況の変化等の理由により一般の利用申込みを希望する場合は、優先枠の利用決定を辞退する必要があります。
- 優先枠の利用決定後に、幼稚園や認定こども園（１号）の利用が決定した場合は、お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課にお早めにお知らせください。

5 保育所・認定こども園（２号）の利用等に関する Q&A

Q 居住の区とは別の区の保育所等に利用申込みをすることはできますか？

A できます。利用申込みについては、お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課で受け付けます。保育利用申込書には、別の区の施設も含めた希望順で、全ての希望施設を記入してください。

Q きょうだいで申込みする場合、書類は人数分必要ですか？

A きょうだいで利用申込みの場合には、保育利用申込書と保育所等利用申込に係る申込児童等の状況確認票はお子さんの人数分必要となります。家庭においてお子さんの保育ができない状況を確認する書類や税額を確認する書類（就労証明書等）は、１部で結構です。

Q パートや派遣形態での就労の場合、ランクに影響はありますか？

A 原則、雇用形態は利用調整に影響しません。利用調整では、就労の日数や時間等を考慮します。ただし、自営業専従者や内職等の場合は、１ランク下げる取扱いとしています。

Q 利用調整上、申込みが早い方が優先されますか？

A 利用調整は利用調整基準表に基づいて行います。申請順は考慮されません。

Q 複数の施設に利用希望を出した場合、どのように利用調整されますか？

また、第１希望のみ希望した場合には優先されますか？

A 複数の希望した施設の利用が可能となった場合には、利用可能となった施設の中の最も希望順位の高い施設で決定します。また希望施設の多少による利用調整の優劣は一切ありません。

Q ３歳児以降は連携施設以外の保育所等の利用を希望していますが、優先枠の利用申込み手続きをとらない場合、一般の利用申込みの調整に影響はありますか？

A 優先枠への利用申込みは、卒園後の保育の利用が円滑に進むように設けられた制度であり義務ではありません。優先枠の利用申込みの有無による利用調整の優劣は一切ありません。

6 保育所・認定こども園（２号）に関するお問合せ

※幼稚園・認定こども園（１号）の利用に関しては、施設へ直接お問い合わせください。

区	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
千種区	〒464-8644	千種区星が丘山手 103	7 5 3 - 1 8 4 1	7 5 1 - 3 1 2 0
東区	〒461-8640	東区筒井一丁目 7-74	9 3 4 - 1 1 9 2	9 3 6 - 4 3 0 3
北区	〒462-8511	北区清水四丁目 17-1	9 1 7 - 6 5 1 8	9 1 7 - 6 5 1 2
楠支所	〒462-0012	北区楠二丁目 974	9 0 1 - 2 2 6 4	9 0 2 - 1 8 4 3
西区	〒451-8508	西区花の木二丁目 18-1	5 2 3 - 4 5 9 1	5 2 3 - 4 6 3 0
山田支所	〒452-0815	西区八筋町 358-2	5 0 1 - 4 9 7 1	5 0 3 - 3 9 8 6
中村区	〒453-8501	中村区松原町 1 丁目 23-1	4 3 3 - 2 9 8 5	4 3 3 - 2 0 6 8
中区	〒460-8447	中区栄四丁目 1-8	2 6 5 - 2 3 1 7	2 4 1 - 6 9 8 6
昭和区	〒466-8585	昭和区阿由知通 3-19	7 3 5 - 3 9 0 2	7 3 5 - 3 9 0 9
瑞穂区	〒467-8531	瑞穂区瑞穂通 3-32	8 5 2 - 9 3 8 3	8 5 2 - 9 3 7 5
熱田区	〒456-8501	熱田区神宮三丁目 1-15	6 8 3 - 9 9 1 1	6 8 2 - 0 3 4 6
中川区	〒454-8501	中川区高畑一丁目 223	3 6 3 - 4 4 1 2	3 6 3 - 4 3 0 2
富田支所	〒454-0985	中川区春田三丁目 215	3 0 1 - 8 3 6 1	3 0 1 - 8 6 6 1
港区	〒455-8520	港区港明一丁目 12-20	6 5 4 - 9 7 1 2	6 5 1 - 1 1 9 0
南陽支所	〒455-0873	港区春田野二丁目 3703	3 0 1 - 8 3 4 2	3 0 1 - 8 4 1 1
南区	〒457-8508	南区前浜通 3-10	8 2 3 - 9 3 9 6	8 2 3 - 9 4 2 6
守山区	〒463-8510	守山区小幡一丁目 3-1	7 9 6 - 4 6 0 1	7 9 6 - 4 6 2 7
志段味支所	〒463-0003	守山区下志段味一丁目 1401	7 3 6 - 2 1 8 7	7 3 6 - 4 6 7 0
緑区	〒458-8585	緑区青山二丁目 15	6 2 5 - 3 9 5 1	6 2 1 - 6 8 5 8
徳重支所	〒458-0852	緑区元徳重一丁目 401	8 7 5 - 2 2 1 3	8 7 5 - 2 2 1 5
名東区	〒465-8508	名東区上社二丁目 50	7 7 8 - 3 0 9 5	7 7 4 - 2 7 8 1
天白区	〒468-8510	天白区島田二丁目 201	8 0 7 - 3 8 9 3	8 0 7 - 3 8 2 9

お住まいの区の民生子ども課または支所区民福祉課へお問合せください。

★施設情報及び利用案内・様式のダウンロードなど
《名古屋市 教育・保育情報サイト「ここなご」》
<https://kodomokosodate.city.nagoya.jp/>



7 連携先が幼稚園・認定こども園（１号）の利用申込みの時期

優先枠への利用申込みについては、幼稚園や認定こども園で受付けます。

優先枠への
利用申込み



幼稚園や認定こども園（１号）は利用
できるのかな？

幼稚園や認定こども園（１号）を連携施設として
いる場合、申込みが可能です。



令和 9 年 4 月 優先枠への利用申込みの時期は施設ごとに定めています。

※幼稚園や認定こども園（１号）の優先枠の利用申込みについては、各施設で申込みの受付、選考、決定を行っています。詳細なスケジュールについては幼稚園や認定こども園へ直接お問合せください。

選考の実施

内定とならな
かった場合

内定と
なった場合

地域型保育事業や保育所が設定している優先枠の定員を超える申込みがあった場合、選考を行います。選考の結果については、各施設から連絡があります。決定時期は、各施設にご確認ください。

来年度 4 月から内定した幼稚園等を利用できます。

優先枠の選考の結果、内定とならなかった場合、10 月中旬頃から受付開始予定の、保育所・認定こども園（２号）を利用するための一般の利用申込みをすることができます。 **令和 9 年 4 月一般の利用申込み締切り 令和 8 年 12 月上旬**

※保育所・認定こども園（２号）の一般の利用申込みについての詳細は、広報なごや 9 月号または 10 月号をご確認ください。

8 幼稚園・認定こども園（１号）の利用等に関する Q&A

Q 市外の幼稚園と連携している場合でも申込みは可能ですか？

A 連携施設として設定されている市外の幼稚園や認定こども園（１号）にも、申込みは可能です。詳細については、直接施設にご確認ください。

Q 幼稚園・認定こども園（１号）で内定しましたが、その後の手続きはどうなりますか？

A 幼稚園や認定こども園（１号）の利用にあたっては、施設等利用給付認定や教育・保育給付認定 1 号の認定を受ける必要があります。施設を通じて申請してください。

Q 連携している幼稚園だと預かってくれる時間が短いのではないですか？

A 幼稚園や認定こども園では、教育時間の前後や長期休暇中も受入れを行っている場合があります。その際の利用料については、「保育の必要性」の認定を受けることで、幼児教育・保育の無償化の対象となります。施設を通じて申請してください。